

2016年3月に作成したチラシです

私たちは中国人戦争被害者への《ビザ発給拒否》で  
戦争法廃止を求める「集会の自由」を侵害した  
安倍政権の責任を追及しています!!

## 「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を 支援する会」への入会をお願いします

2015年11月、政府・外務省は、日本軍の侵略戦争による被害事実を戦争法廃止を求める集会で証言するために招聘された「中国人細菌戦被害者」へのビザ発給を違法に拒否し、憲法21条が保障する「集会の自由」を侵害しました。

そこで今年3月、本件の集会主催者と中国人細菌戦被害者の下記6名が国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に起こしました。

### 記

- ◆日本人原告：田中 宏(一橋大学名誉教授)  
高嶋伸欣(琉球大学名誉教授)  
藤田高景(村山首相談話の会・理事長)
- ◆中国人原告：高ガオ フォン 鋒(湖南省常德市の細菌戦被害者)  
胡フウディンヤン 鼎陽(浙江省寧波市の細菌戦被害者)  
郭グオチョンハオ 承豪(浙江省東陽市の細菌戦被害者)

私たちは上記提訴を機に「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」を立ち上げました。多くの皆様の当会への入会と裁判支援カンパをお願いします。

**1** 昨年9月政府は「安全保障法関連法」(いわゆる戦争法)を強行成立させました。戦争法は、集团的自衛権の行使を認め、日本が米軍と一体となって世界中に自衛隊を派兵して戦争を行うことを認めた憲法9条に違反した悪法です。

多数の市民が連日国会を包囲し、戦争法制定に反対する声を挙げました。しかし与党は数を頼りに強行採決で悪法を成立させたのです。

**2** 昨年11月27日から3日間、東京都内で、戦争法の廃止を求める多くの市民が「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」という集会を開催しました。

戦争法は憲法9条と憲法の根本原理である平和主義に反しています。

日本国憲法は、その前文冒頭で「日本国民は(中略)政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めています。しかし、政府は、明治以来のアジアに対する侵略と植民地支

配を本当に反省して被害者に真摯に謝罪したことがありません。だから政府の高官や首相が、軍隊慰安婦は強制ではない、南京大虐殺はなかった、侵略とは言えない等という暴言や靖国神社への参拝を繰り返し、中国や韓国など世界の人々から批判されているのです。

本件集会には、中国と韓国から日本の侵略戦争と植民地支配の犠牲者の方々が出席され証言される予定でした。しかし、韓国の戦争犠牲者はビザが不要で入国できましたが、中国の細菌戦被害者と支援者は来日予定の12名全員が外務省によってビザ発給を拒否され、日本への入国ができませんでした。

**3** 本件集会は、日本が二度と再び侵略戦争を引き起こさないために企画されたものであり、中国人細菌戦被害者の発言は、本件集会のメイン企画でした。

ところが中国人細菌戦被害者が一人も入国できなくなったため、中国の戦争犠牲者との間で充実した意見交換を行うことを妨害され、原告たちは「集会の自由」を侵害されるという重大な被害を受けました。

**4** そもそも今回の中国人細菌戦被害者らに対する、政府・外務省によるビザ発給拒否は、本来のビザ発給基準を明らかに逸脱した違法な処分です。

同時に、本件ビザ発給拒否は、本件集会の名称に「戦争法の廃止を求め」との文言があるのを口実に中国の細菌戦被害者が細菌戦の悲惨な被害事実を訴える機会を封じ、戦争法の廃止を求める表現活動の抑圧を狙ったもので、日本国憲法21条が保障する「集会の自由」を侵害する憲法違反の暴挙です。

**5** 万一政府・外務省が今後も今回中国人細菌戦被害者らに行ったような、違法なビザ発給拒否を繰り返すならば、日本や日本人はアジアの戦争犠牲者の方々と歴史を直視するための交流を行うことができなくなります。

今年3月、上記のような暴挙が日本で二度と繰り返されないようにするため、冒頭に記載した日中の6名が原告となって、ビザ発給拒否という暴挙と、憲法21条が保障する集会の自由を侵害した日本国の責任を追及するため、国家賠償請求の裁判を東京地方裁判所に提訴しました。

こうした裁判は、日本では前例のない初めての裁判ですが、これは「集会の自由」を守る“自由獲得のための闘い”に他なりません。

**6** 私たちは、この国家賠償請求裁判の提訴を機に、「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」を結成いたしました。

今回の国家賠償請求裁判は、安倍政権による戦争法制定と民主主義破壊の暴走をストップさせる闘いと一体となる極めて重要な意義を持つ裁判です。平和と民主主義を愛し、戦争法の廃止を求める多くの市民の皆様、本会への入会と裁判支援を心から呼びかけます。

**7** 「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」に参加をお願い致します。郵便局から年会費2000円を、下記の郵便振替口座へ振り込んで下さい。

またカンパにもご協力下さい。(カンパは一口1000円からです。何口でも可です。)

《会費・カンパの振込先》	《連絡先》
郵便振替口座 加入者名: ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会 口座記号番号 00100-9-634774	ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会 E-mail:bizakyohisaiban2015@ybb.ne.jp 電話：090-8808-5000